

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 和歌山県
農業委員会名： みなべ町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1405
自給的農家数	104
販売農家数	1301
主業農家数	681
準主業農家数	263
副業的農家数	357

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2789
女性	1391
40代以下	698

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	199
基本構想水準到達者	293
認定新規就農者	3
農業参入法人	7
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	190	2190	-	-	-	2380
経営耕地面積	165	1987	21	1966		2152
遊休農地面積	1.6	4.2	0.2	4		5.8
農地台帳面積						

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	4
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	11

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2380ha	1389ha	58.36%
課 題	農業従事者の減少や高齢化等による耕作放棄地の増加や農地の分散錯圃等が、農地の確保や有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1392 ha (うち新規集積面積 3.0ha)
	目標設定の考え方:近年の平均と前年度の実績を考慮して目標値を設定
活動計画	個別の担い手に対して、農業委員及び農地利用最適化推進委員・農地中間管理機構において、利用権設定のあっせんや仲介等を行うことにより農地への集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	3経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	3.3ha
課 題	農家の高齢化や後継者不足及び梅価格の低迷により農業を担う者が減少しており、担い手の育成・確保を図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.2ha
活動計画	産業課、農業委員会、農協等と連携して推進活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2385.8ha	5.8ha	0.24%
課 題	農業従事者の高齢化と後継者不足により、毎年新たな遊休農地が発生しており、発生防止の呼びかけと早期発見に努める事が重要である。また鳥獣被害が多発しており農業者の生産意欲を損なうまでに影響がでており、遊休農地に繋がる要因となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.0ha			
	目標設定の考え方:近年の平均と前年度の実績を考慮して目標値を設定			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		34人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局等により町内全域農地を対象として、農地パトロール(利用状況調査)を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	11月～12月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2380ha	0ha
課 題	農地所有者等への周知に努めるとともに、農地パトロール等による現地調査を徹底する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	違反転用の解消には事前の防止が不可欠であり、町広報誌等にて働きかけていく事が重要であり、年間を通じて農業委員及び農地利用最適化推進委員により監視体制を整える。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入